

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業

令和3年1月1日以降に終了した治療から
支援を拡充しました！

所得要件

所得制限を**撤廃**します。

事実婚夫婦への対象拡大

法律婚の夫婦に加え、**事実婚の夫婦の方も新たに対象となります。**

助成上限額の増額

「1回の治療」あたり	15万円	→	30万円
(ステージC, Fは7万5千円)		→	10万円
男性不妊治療(※)	15万円	→	30万円

※特定不妊治療の一環として行う、「精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術」

助成上限回数

1子ごとに助成回数6回まで

(初回治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回まで)

⇒出産(妊娠12週以降の死産を含む)により、**助成回数をリセット**できます。

県独自助成制度

凍結胚移植のみの治療(ステージC)に対する助成を受けたことがある方に対し、合計助成上限額(※)に達するまでは**1子ごと**の助成回数の制限(6回又は3回)を超えて助成します。

※増額後の助成についても、旧制度(～R2.12.31)の金額を助成したとみなして合計した金額が、**105万円**(初回治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は**60万円**)に達するまで助成します。

なお、**実際に助成する額は、新制度(R3.1.1～)の金額**となります。



助成制度の詳細内容は、
県HPをご覧ください！

福岡県 不妊治療

検索


各問合せ窓口については、[裏面へ](#)→

問い合わせ窓口一覧

令和3年3月現在

地域名	保健福祉（環境）事務所名	所在地	電話番号
筑紫野市・春日市 大野城市・太宰府 市・那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係	〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎	092-513-5583
古賀市・糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 健康増進課健康増進係	〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26	092-939-1534
糸島市	糸島保健福祉事務所 健康増進課健康増進係	〒819-1112 糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎	092-322-1439
中間市・宗像市 福津市・遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係	〒811-3436 宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎	0940-37-4070
直方市・飯塚市 宮若市・嘉麻市 鞍手郡・嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	0948-29-0277
田川市・田川郡	田川保健福祉事務所 健康増進課健康増進係	〒825-8577 田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎	0947-42-9345
小郡市・うきは市 朝倉市・朝倉郡 三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係	〒838-0068 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎	0946-22-4211
柳川市・八女市 筑後市・大川市 みやま市・三潁郡 八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係	〒832-0825 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎	0944-72-2185
行橋市・豊前市 京都郡・築上郡	京築保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係	〒824-0005 行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	0930-23-2690
大牟田市 (※)	大牟田市 子ども家庭課	〒836-8666 大牟田市有明町2-3	0944-41-2661

※大牟田市の窓口は令和3年3月31日までとなります。令和3年4月1日以降は、南筑後保健福祉環境事務所にお問い合わせください。

 北九州市、福岡市、久留米市にお住まいの方は下記までお問い合わせください。

- 北九州市（各区役所 健康相談コーナー） TEL：093-582-2410（代表）
- 福岡市（各保健福祉センター 健康課） TEL：092-711-4178（代表）
- 久留米市（こども子育てサポートセンター） TEL：0942-30-9731（直通）